

## 安曇野市議会災害等対策会議設置要綱

令和2年12月2日 議会運営委員会 決定

令和2年12月17日 全員協議会 了承

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、災害時に即応できる体制の整備を図ることとする。

### (設置)

第2条 議長は、災害等が発生した場合又は災害等が発生するおそれが生じた場合に、対策会議を設置することができる。

- 2 議長に事故があるときは副議長が対策会議を設置することができる。
- 3 議長は、対策会議を設置したときは、市長に通知する。

### (組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって組織する。

- 2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第4条 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否情報等を収集すること。
- (2) 市対策本部から情報を収集すること。
- (3) 市対策本部に情報を提供すること。
- (4) 市対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

### (対策会議の開催)

第5条 議長は、必要と認める場合は対策会議を開催することができる。

### (庶務)

第6条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。